

別紙 1 :

東北大学病院における雑用水供給に関するマーケットサウンディング実施要領

1 目的

東北大学病院では、これまで本学パワーセンターより供給される井水処理水を雑用利用することで、上水道使用量の抑制をはかるとともに、災害等緊急時の備えとして水源の複合化に努めてきました。

今後は 2040 年カーボンニュートラルを目指す東北大学として、持続可能な水資源利活用を実現するために、民間事業者によるノウハウ等を最大限に活用し、環境負荷への配慮や業務効率化に繋がる民間委託の導入を検討しています。

本調査は、民間事業者との対話を通じて、事業への参入意向や条件等を確認することで、委託の効果を最大限に引き出すことを目的として実施します。

2 業務の概要

(A) 水源調査業務

本学が使用していない既設井戸を調査し、今後事業化するにあたり既設井戸を使用するのか、その他水源を使用するのか検討していただきます。但し利用水源については本学の許可を要します。また水源については既設井戸使用、その他水源使用に関らず、本学にトラブルや損害等が一切生じない計画（民間事業者が一切の責任を負う）を前提とします。

(B) 設備導入業務

本学が利用を許可する水源を元に必要な設備を導入していただきます。なお、民間事業者で資金調達（設備を所有）し、設備導入していただき、然るべき保険等にも加入いただきます。

(C) 設備維持管理業務

設備導入後は設備維持管理業務を遂行していただきます。

なお民間事業者で 24 時間設備監視を行い（遠隔監視可）、設備故障等のトラブル発生時は速やかに復旧対応をしていただきます。

(D) その他

民間事業者は本学が利用を許可する水源を、本学が指定する水質に処理した上で供給し、本学は毎月使用水量に応じた支払いを行います。

3 スケジュール

実施要領の公表	2024 年 7 月 1 日（月）
対話参加の受付及び参加申し込み期限	2024 年 7 月 2 日（火）から 12 日（金）
意見書の提出期限	2024 年 7 月 19 日（金）
対話の実施	2024 年 7 月 29 日（月）から 8 月 6 日（火）（予定）
公募型プロポーザル	2024 年 9 月中（予定）

4 担当部署

国立大学法人東北大学施設部事業推進課（担当：大沼、西岡）

電話番号：022-217-5126

メールアドレス：sisetu-jigyo@grp.tohoku.ac.jp

5 対話への参加要件

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 参加申込書提出時点で、（指名停止措置要綱等）に基づく指名停止を受けている者
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は（暴力断排除条例等）に該当する者
- 5 （市税等）を滞納している者
- 6 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

6 実施要領等の配布

- (1) 配布日時：2024年7月1日（月）午前11時30分から
- (2) 配布場所：本学施設部ホームページからダウンロードしてください

7 参加申込書の提出方法等

- (1) 提出書類：（別紙2）東北大学病院における雑用水供給に関するマーケットサウンディング対話申込書
（別紙3）守秘義務に関する誓約書
- (2) 提出場所：「4 担当部署」に同じ
- (3) 提出方法：2024年7月2日（火）午前9時から2024年7月12日（金）午後5時まで
※担当部署のメールアドレス宛に添付ファイルで送付の上、電話連絡をしてください。

8 計画概要書等の配付

参加申込書及び守秘義務に関する誓約書を提出した者に、計画概要書を配布します。

9 対話項目に関する意見書の提出方法等

- (1) 提出場所：「4 担当部署」に同じ
- (2) 提出方法：2024年7月19日（金）午後5時までに、担当部署のメールアドレス宛に添付ファイルで送付の上、電話連絡をしてください。また、件名は「東北大学病院雑用水供給業務意見書（事業者名）」としてください。

10 対話の内容

- (1) 実施日時及び場所：2024年7月29日（月）から8月6日（火）まで（予定）
※実施日時及び場所の詳細については、別途対話参加者に通知します。
- (2) 所要時間：30分から1時間程度
- (3) 参加人数：4名までとします。
- (4) 対話項目：
対話では、主に次の項目について意見をお聞きします。

項目	内容
業務内容について	実施を予定する業務内容及び委託期間等を確認します。
参加企業について	公募型プロポーザルへの企業の参加形態について確認します。
委託準備期間について	事業者を選定してから委託業務を開始するまでに必要な期間を確認します。
各種条件等について	公募型プロポーザルに取り組みやすくなる条件および取り組みにくくなる条件について確認します。
関係法令等について	実施を予定する業務内容に係る関係法令、条例や所管省庁や自治体関係部局等について確認します。
概算事業費について	概算の受託費について確認します。
その他要望等	上記以外の内容で要望等あれば確認します。

11 留意事項

(1) 参加に関する取り扱い及び費用

ア 対話参加者に、当該事業に係る公募の参加を義務付けるものではありません。

イ 対話の参加実績は、今後予定している当該事業の受託予定者選定において評価の対象とはなりません。但し、意見書の内容に「独自の発想を有する」など意見書自体に知的財産的なノウハウなどが認められる場合は公募時点での加点を検討します。

※「独自の発想を有する」業務内容と本学が判断するため、民間事業者は自身が行おうとする業務内容について関係法令や規制等の障害が無い事を客観的に証明する必要があります。また、関係法令や規制等の障害がある場合、これら関係法令や規制等の所管省庁や自治体関係部局等との折衝経緯や結果等、障害が一切無いことを客観的に証明する必要があります。

ウ 参加申込書及び対話項目に関する意見書の作成及び提出並びに対話への参加に要する費用一切は、すべて参加者の負担とします。

エ 参加申し込みに当たって疑義がある場合は、電子メールにて担当部署までお問合せください。

オ 対話での意見については、当該事業受託予定者選定の公募要件を検討する際の参考としますが、必ず条件に反映されるものではありません。

(2) 対話実施結果の公表

ア 対話の実施結果については、非公開とします。

イ 対話参加者の氏名や意見内容については、ノウハウ保護等の関係から非公開とします。

※情報公開請求があった際も非公開対象となります。

(3) 守秘義務

対話参加者は、守秘義務に関する誓約書の内容を理解の上、参加してください。